

区分	名称	内容	金額	申請期間	問い合わせ先	詳細
助成金	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金	休暇中に支払った賃金相当額×100% (日額上限:8,330円/人) ※令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限:15,000円	令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇に適用 ※春休み・夏休み等学校が開校する予定のなかった日等は除く	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL 0120-60-3999 土日祝含む 9:00～21:00	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
助成金	雇用調整助成金 ※ オンライン申請 延期中 (5/22現在、窓口持参もしくは郵送での対応) https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/	・事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成される助成金 ・生産指標要件(1か月5%以上低下)等の条件有り	賃金相当額×4/5(中小),2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小),3/4(大企業)) (日額上限:8,330円/人)		各都道府県の労働局、助成金センター、ハローワーク等	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
助成金	雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大および更なる簡素化 ※ オンライン申請 延期中 (5/22現在、窓口持参もしくは郵送での対応) https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/	【更なる拡大】 拡充1. 中小企業が次の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする ・新型コロナウイルス等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること ・以下のいずれかに該当する手当を支払っていること ①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること ②上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること 拡充2. 1に該当しない場合であっても、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%(労働基準法上の基準)を超えて休業手当を支給する場合、超過分に係る助成率を特例的に10/10とする 【更なる簡素化】 簡素化1. 小規模の事業主(従業員が概ね20人以下)については「実際の休業手当額」から助成金算定が可能(「平均賃金額」による算定不要) 簡素化2. 休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とする 簡素化3. 小規模事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化 ①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定可能 ②「所定労働日数」を休業実施前の任意の1ヶ月分をもとに算定可能	日額上限:8,330円/人	適用日:令和2年1月24日～7月23日の休業等に遡及		※ 支給申請マニュアル https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf
助成金	働き方改革推進支援助成金(テレワークコース) (通常の「テレワークコース」の上限額等を見直した)	時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する <テレワークコースの主な改正点> ・1人当たりの上限額及び1企業当たりの上限額を倍増 ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象 ・成果目標を見直した	<成果目標を達成> 補助率 3/4 1人当たりの上限額 40万円 1企業当たりの上限額 300万円 <成果目標を未達成> 補助率 1/2 1人当たりの上限額 20万円 1企業当たりの上限額 200万円	交付申請〆切:令和2年12月1日	テレワーク相談センター TEL 0120-91-6479 受付時間 平日9:00～17:00	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/ikan/telework_10026.html
助成金	新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金(テレワークコース) (働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース))	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主に対する助成金	諸規則の作成・機器費用について 補助率:1/2(1企業当たりの上限額:100万円)	事業実施期間:令和2年2月17日～令和2年5月31日 交付申請〆切:5月29日	テレワーク相談センター TEL 0120-91-6479 受付時間 平日9:00～17:00	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/ikan/syokubaisikiteleurk.html

助成金	新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対する助成金	諸規則の作成・機器費用について補助率:3/4ないし4/5(上限額:50万円)	事業実施期間:令和2年2月17日～令和2年5月31日	厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 TEL 03-3502-1599	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09904.html
給付金	持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者に対し事業全般に広く使える給付金を支給する 法人の場合は、 (Ⅰ)資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、 (Ⅱ)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者に限る	限度額:法人は200万円、個人事業者等は100万円	令和2年5月1日～	持続化給付金事業 コールセンター 直通番号:0120-115-570 IP電話専用回線:03-6831-0613 受付時間:8時30分～19時00分 5,6月(毎日),7～12月(土曜日を除く) 【申請サポート会場】 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf ※完全事前予約制 【事前予約の方法】 ①Web予約 右の事務局ホームページより予約 ②電話予約(自動) ※5月18日(月)より受付開始予定(番号は後日公表) ③電話予約(オペレーター対応) TEL 0570-077-866 受付時間 9時～18時(平日、土日祝)	https://www.iizokuka-kyufu.jp
融資	日本財団 2020年度造船関係貸付	造船関係事業を営む方々に対し、経営基盤の安定化に必要な「運転資金」、設備の近代化・合理化に必要な「設備資金」などを長期・低利で融資する制度	融資率は各80%、直近の融資申請における平均融資利率は0.68% ＜一般運転資金＞ 融資利率:上限1.7%、限度額:10億円 ＜設備資金＞ 融資利率:上限1.7%、限度額:20億円 ＜緊急運転資金※要ご相談※＞ 融資利率:上限0.7%、限度額:30億円 (一般運転資金と合わせて合計限度額40億円)	＜設備資金＞ 第1回 2020年5月7日～20日 第2回 2020年7月1日～3日 第3回 2020年10月1日～14日 第4回 2021年1月13日～15日 ＜運転資金＞ 第1回 2020年5月7日～20日 第2回 2020年10月1日～14日	日本財団 上田・山中 TEL 03-6229-5142 日本中小型造船工業会 正岡・沼田 TEL 03-3502-2965	https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan
融資	日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付 ※中小企業のみ	・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者を支援する ・最近1か月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していること等の条件有り	【限度額】直接貸付 6億円 ※令和2年度第2次補正予算の成立を前提(成立までは3億円) 【最大据置期間】5年 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9% 【利下げ限度額】中小事業2億円 ※令和2年度第2次補正予算の成立を前提(成立までは1億円) ※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現	なし	平日のご相談 日本公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-981-827 土日・祝日のご相談 日本公庫:0120-327790 沖縄公庫:0120-981-827	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html

融資	特別利子補給制度(実質無利子) ※令和2年度第2次補正予算の成立を前提	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給(利子補給限度額の引き上げ)を実施する 対象は、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、売上高▲20%減少をみたす事業者(中小企業)	【利子補給】 期間:借入後当初3年間 補給対象上限:中小事業・商工中金2億円 ※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額		中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 TEL 0570-060515 9時00分～17時00分(平日休日)	
融資	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付) ※中小企業のみ	・一時的に、売上の減少など業況悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する ・最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している等複数の条件有り	限度額:直接貸付 7.2億円 最大据置期間:3年	なし	日本公庫各支店の中小企業事業の窓口	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07/keieisien_m_t.html
融資	日本政策投資銀行(DBJ)による危機対応融資 ※大企業・中堅企業向け	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援をする ※また、令和2年度第2次補正予算の成立を前提に次の支援をする ①資本金劣後ローン(大企業・中堅企業向け) 今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本金のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援する ②中堅企業向け金利引下げ(中堅企業向け) 中堅企業に対して、当初3年間▲0.5%の利下げを実施する	危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定 最大据置期間:5年 貸付期間: 20年(設備資金),15年(運転資金)		日本政策投資銀行お問い合わせ先(新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口) TEL 0120-598-600 平日・休日 9:00～17:00	
融資	新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置	経営セーフティ共済制度(取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者に以下の特例措置を講じる ・共済金の償還(返済)期日の繰下げ ・一時貸付金の返済猶予 ・掛金の納付期限の延長等			(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL 050-5541-7171 平日 9:00～18:00	https://www.smri.go.jp/kvosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html
融資 (信用保証)	・一般保証 ・セーフティネット保証4・5号 ・危機関連保証 ※中小企業・小規模事業者のみ	<セーフティネット保証4号> 売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合、借入債務の100%を保証(全都道府県が対象) <セーフティネット保証5号> 売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合、借入債務の80%を保証(船舶製造・修理業含む指定587業種) <危機関連保証> 売上高が前年同月比▲15%以上減少の場合、借入債務の100%保証	限度額:各2.8億円 ※全ての併用で最大8.4億円	なし	最寄りの信用保証協会	https://www.zenshin-horen.or.jp/flow/index.html

融資 (信用保証)	信用保証付き融資における保証料・利子減免(民間金融機関における実質無利子・無担保融資)	国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、次の条件を満たせば、保証料・利子の減免を行う 売上高▲5% → 保証料1/2 売上高▲15% → 保証料ゼロ・金利ゼロ (小・中規模事業者)	小・中規模事業者 売上高前年同月比▲5%以上減少: 保証料1/2 売上高前年同月比▲15%以上減少: 保証料ゼロ、金利ゼロ 融資上限: 4,000万円 ※令和2年度第2次補正予算の成立を前提 (成立までは3,000万円) 担保: 無担保 据置期間: 5年以内 補助期間: 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間 既往債務の借換: 信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能		中小企業 金融・給付金相談窓口 TEL 0570-783183 9時00分～19時00分(平日・土日祝)	
融資等	中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 ※令和2年度第2次補正予算の成立を前提	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図る 1. 資本性劣後ローン 日本公庫及び商工中金等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援する 2. 中小企業経営力強化支援ファンド 地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しする また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげる 3. 中小企業再生ファンド 過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施する また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進する	1. 資本性劣後ローン 貸付限度: 中小事業・商工中金7.2億円(別枠) 貸付期間: 5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還) 貸付利率: 当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動		中小企業金融相談窓口 TEL 0570-783183 ※平日・土日祝 9時00分～19時00分	
既往債務の借換	日本公庫等の既往債務の借換	日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象とする 【対象制度】 (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経融資 ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策衛経等 (2) 商工組合中央金庫等 ・危機対応融資	【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】 (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫 中小事業 2億円 (2) 商工中金 2億円 ※令和2年度第2次補正予算の成立を前提 (成立までは各1億円) 【借換え限度額】 (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫 中小事業 6億円 (2) 商工中金 6億円 ※令和2年度第2次補正予算の成立を前提 (成立までは各3億円) ※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額		平日のご相談 日本公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-981-827 商工中金 相談窓口 0120-542-711 土日祝のご相談 日本公庫 0120-327790 沖縄公庫 0120-981-827 商工中金 相談窓口 0120-542-711	

補助金	生産性革命推進事業として ・ものづくり補助金 ・持続化補助金 ・IT導入補助金 ※中小企業・小規模事業者のみ	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援する	＜ものづくり補助金＞ 限度額：1,000万円（補助率：中小1/2、小規模2/3） ＜持続化補助金＞ 限度額：50万円（補助率：2/3） ＜IT導入補助金＞ 限度額：450万円（補助率：1/2）	＜ものづくり補助金＞ ～8/3 17:00 ＜持続化補助金＞ ～6/5(2次〆切) ～10/2(3次〆切) ※3次〆切後も申請受付継続 ＜IT導入補助金＞ ～5/29 17:00 ～6/12 17:00(3次〆切) ～6/26 17:00(4次〆切) ～7/10 17:00(5次〆切) ※5次〆切後も申請受付継続	中小企業基盤整備機構 企画部 生産性革命推進事業室 TEL 03-6459-0866 土日祝除く 9:30～12:00、13:00～17:30	https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/seisanseikakumei_pr.pdf
補助金	生産性革命推進事業の拡充	生産性革命推進事業における各補助事業の補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を新たに設ける 【申請要件】(3つの補助事業に共通) 補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること A: サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと (例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓) B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと (例: 店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供) C: テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること (例: WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入) ※ ものづくり補助金においては、広告宣伝・販売促進費も対象 ※ IT導入補助金においては、ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタルも対象	＜ものづくり補助金＞ 補助率1/2→2/3 ＜持続化補助金＞ 補助上限を50万円から100万円に引上げ ＜IT導入補助金＞ 補助率を1/2から2/3に引上げ	＜ものづくり補助金＞ ～8/3 17:00 ＜持続化補助金＞ ～6/5(2次〆切) ～8/7(3次〆切) ※3次〆切後も申請受付継続 ＜IT導入補助金＞ ～5/29 17:00 ～6/12 17:00(2次〆切) ～6/26 17:00(3次〆切) ～7/10 17:00(4次〆切) ※4次〆切後も申請受付継続	＜ものづくり補助金＞ http://portal.monodukuri-hojo.jp/ 公募要領の問合せ： monohojop@pasona.co.jp 電子申請システム操作の問合せ： monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp ＜持続化補助金＞ 1) 全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/ TEL 03-6670-3960 9:30～12:00／13:00～17:30(土日祝除く) 2) 日本商工会議所 https://r2.jizokukahojokin.info/corona/ TEL 03-6447-5485 9:30～12:00／13:00～17:30(土日祝除く) ＜IT導入補助金＞ (一社)サービスデザイン推進協議会 https://www.it-hojo.jp/ TEL 0570-666-424 IP電話 042-303-9749 受付時間 9:30～17:30(土日祝日除く)	※ ものづくり補助金においては、コロナウイルス感染拡大防止のため、問合せは原則電子メール
補助金	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援する	対象：大企業・中小企業等 補助率：大企業1/2以内、中小企業等2/3以内等 補助対象経費：建物・設備の導入費等	～7/22 12:00 ※先行審査受付〆切 6/5 12:00	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局 みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部 TEL: 03-6825-5476 FAX: 03-6826-5060 10:00～12:00 13:00～17:00(土日祝除く) E-mail: kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp	https://epc.or.jp/fund_dept/supplychain/kobe

補助金	海外サプライチェーン多元化等支援事業	製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援する	補助率：中小企業等グループ 3/4以内、中小企業 2/3以内、大企業 1/2以内	公募開始：5/26(火) 質問受付：6/10(水)13:00まで 公募締切：6/15(月)12:00必着	日本貿易振興機構 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 HP： https://www.jetro.go.jp/services/supplychain (専用フォーム) TEL: 03-3582-5410 受付時間：09:00～12:00／13:00～17:00(土日祝除く) 経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課 TEL: 03-3501-6759(直通) 受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00(土日祝除く)	
補助金	経営資源引継ぎ・事業再編支援事業	中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。 1. 経営資源引継ぎ補助金 第三者承継時に負担となる、士業専門家の活用に係る費用(仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)および、経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助する 2. 「プッシュ型」の第三者承継支援 新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対するM&A出張相談等を通じた、「プッシュ型」の第三者承継支援を実施する			中小企業庁 事業環境部 財務課 TEL 03-3501-5803	
税金	納税の猶予の特例	<税務申告の延長> すべての事業者について、法人税及び消費税の申告期限後も柔軟に受付対応し、延滞税、利子税は発生しない 申告書の作成又は来署が可能になった時点での税務署への申し出で受け付ける <納付期限の延長> 2020年2月から納期限までの一定期間(1か月以上)において、事業収入が減少(前年同期比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで、原則すべての税を1年間納税猶予する また、個別の事情がある事業者について、国税に限り、原則1年間納税猶予、猶予期間中の延滞税の全部又は一部免除、財産の差押えや換価(売却)猶予を行なう ※ 地方税についても、地方公共団体に要請済み。具体的な相談については、各都道府県・市区町村まで。				https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf
税金	欠損金の繰戻し還付対象拡大	前事業年度黒字で当事業年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができる制度の対象を拡大する(資本金1億円以下→資本金10億円以下)				https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

税金	固定資産税等の軽減	・中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じゼロ又は2分の1とする ・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備に係る固定資産税免除特例対象に、事業用家屋と構築物を追加			固定資産税等の軽減相談窓口 TEL 0570-077322	
税金	テレワーク等を促進するための中小企業経営強化税制の拡充	「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型(C類型)を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除を活用可能 (参考) 中小企業税制パンフレット https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2019/191010zeisei.pdf			中小企業税制サポートセンター TEL 03-6281-9821 受付時間 9:00～17:00(土日祝を除く)	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyokai/2020/200501kyokai.html

※ 新型コロナウイルスに関する各地域の補助金・助成金・融資の情報については、以下のとおり(出典:J-Net21(中小企業基盤整備機構が運営))

【都道府県別】<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

【検索】<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support/>

※ 経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ(パンフレット) <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>